生ごみ処理機購入をサポートします！

うきは市では、ごみの減量化に取り組むため、生ごみ処理機を購入される方を対象に補助を行っています。制度の概要は以下のとおりです。
種類によっては事前申請が必要なものもありますので、詳しくはお尋ねください。
なお、予算に上限がありますので、あらかじめご了承ください。

種類	補助（助成）額	助成の方法	備考
電動式生ごみ処理機（市販のもの）	購入額の2分の1 上限30,000円	購入後に振込 （要事前申請）	1世帯1台限り
設置型コンポスト（市販のもの）	購入額の2分の1 上限3,000円	レシート持参で 窓口にてお渡し	台数制限なし
設置型コンポスト（あっせん販売）	定価の半額（2サイズ有） 3,300円・2,750円	定価からあらかじめ 差し引いて販売	台数制限なし 予約が必要
EMサポート（あっせん販売）	定価の半額 （1,400円）	定価からあらかじめ 差し引いて販売	台数制限なし 予約が必要

●問合せ　市民生活課生活環境係　☎75-4972
※ダンボールコンポストは、耳納ねっと！（再生工房内 ☎76-2077）にて取り扱っています。

危険木除去支援対策事業費補助金のお知らせ

防災・減災に向け住宅等に被害を及ぼす恐れのある危険木の伐採及び撤去等に係る経費の補助を行います**（妹川・新川・田篭・小塩全域と山春・御幸・福富の一部）。**

対象者
危険木の森林所有者または被害を受ける可能性のある人

補助要件　下記の要件をすべて満たすこと。
①中山間地域の**山林**に存在し、住宅や公共施設に倒れる恐れがあり、人命に影響を及ぼす木であること。
（※ただし庭木や街路樹、公園・寺社境内の木は対象外となります。要望地について対象となるか不明な場合は、林政係までお問い合わせください。）
②木の高さがおおよそ10m以上、胸高における直径が20cm以上であるもの。
③伐採面積が0.05ha未満であること。

補助額
危険木の伐採及び撤去等に係る工事費用の８割※（最大３０万円）　を補助（※木材売上収入を差し引いた残りの経費）

書類提出先
５月31日（月）までに危険木の所在する自治協議会にご提出ください（一次締切）。

注意事項
事業実施にあたっては危険度・緊急度の高いところから順次行うため、次年度以降に持ち越すことがあります。
※地域森林計画対象森林内の場合、伐採届等が必要です（別途案内いたします。）

各種様式について　各様式については、うきは市ホームページまたは、うきは市役所農林振興課林政係の窓口で配布します。

この事業について　本事業は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を確保するため創設された「森林環境税」などを原資として、都道府県・市町村に配分される「森林環境譲与税」を活用した事業です。

●問合せ　農林振興課林政係　☎75-4975